

○鞍手町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

平成18年 3月28日鞍手町教育委員会告示第2号

鞍手町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、鞍手町内に在住し、国公立の小中学校に在籍している児童生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条に規定する区域外就学者を含む。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 鞍手町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認めた者（以下「準要保護者」という。）

(準要保護者の認定)

第3条 前条第2号の認定は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童生徒の保護者が、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 法に基づく保護の停止又は廃止された世帯
 - イ 町民税の非課税世帯
 - ウ 町民税の減免を受けた世帯
 - エ 個人事業税の減免を受けた世帯
 - オ 固定資産税の減免を受けた世帯
 - カ 国民年金保険料の免除を受けた世帯
 - キ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた世帯
 - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給を受けた世帯
 - ケ 世帯更生資金貸付補助金による貸付けを受けている世帯
- (2) 前号に規定する者以外で次のいずれかに該当する者
 - ア 児童生徒の保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である者

- イ 児童生徒の保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
- ウ 学校納付金の納付状態が極めて悪いと認められる者
- エ 被服、学用品、通学用品等に不自由していると認められる者で、児童生徒の保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの
- オ 経済的な理由により欠席日数が多いと認められる者
- カ 児童生徒の保護者の失業、倒産等により著しく生活が困窮していると認められる者
- キ 長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により生活が困窮していると認められる者
- ク その他特別の事情により著しく生活が困窮していると認められる者

2 前項第2号に規定する認定は、児童生徒の世帯の給与所得控除後の金額の12分の1の額が、法による基準需要額のうち生活扶助（第1類又は第2類）、冬季加算、期末一時、教育扶助（教育費及び学級費）、給食費、住宅費及び児童養育加算の総額の1.5倍未満の場合とする。

3 教育委員会は、第1項第2号カからクまでに該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず認定することができる。

（就学援助の種類及び支給額）

第4条 就学援助費の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 学用品費 児童生徒の所持する物品で各教科及び特別活動の学習に必要な学用品
- (2) 通学用品費 通学用靴、雨靴、雨傘、上靴及び帽子等
- (3) 校外活動費 学校行事としての校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため、直接必要な交通費及び見学科
- (4) 新入学児童生徒学用品費 入学に必要な学用品及び通学用品
- (5) 修学旅行費 修学旅行に要する経費のうち交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代及び傷害保険料
- (6) 給食費 給食費徴収額
- (7) 学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療のための医療費

2 就学援助費の支給額は、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

第5条 教育委員会は、要保護者に前条第1項第1号から第4号まで及び第6号の就学援助費の支給は行わない。

（申請）

第6条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、当該児童生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」

という。)を通じて、教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等審査及びその他必要に応じた調査を行い、申請者が第2条に規定する就学援助の対象者であると認めるときは、就学援助費の支給を決定する。

(結果の通知)

第8条 教育委員会は、前条の規定により決定したときは、その結果を申請者及び学校長に通知しなければならない。

(支給等)

第9条 就学援助費は、申請日の属する月分から支給する。

2 教育委員会は、就学援助費を原則として当該就学援助費の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）から委任を受けた学校長の口座に振り込むものとする。この場合において、学校長は、当該受給者から受給前に委任状の提出を受けなければならない。

(変更届)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

- (1) 生活保護の開始又は廃止があったとき。
- (2) 住所、氏名の変更があったとき。
- (3) その他申請書の内容に変更があったとき。

(認定等の取消し)

第11条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合、受給者としての認定を取り消し、又は就学援助費支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する認定基準の要件を欠くことになったとき。
- (2) 不正な手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(就学援助費の返還)

第12条 教育委員会は、受給者が就学援助費の支給を受けた後、前条の規定により認定等を取り消したとき又は当該児童生徒の長期欠席、行事不参加等により当該就学援助費を使用しなかったときは、これを返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

様式 省略